

**Q 3 来月出産予定です。窓口での負担額が少なくて済む直接支払制度を利用したいのですが、事前に提出する書類が必要ですか？**

A 3 「直接支払制度」は、共済組合に事前申請することなく利用できます。出産後、「出産費・家族出産費・同附加金請求書（直接支払制度利用）」（様式第62号の2）に所定の書類を添付して、所属所に提出してください。